

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	総務省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続き

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### (1) 登録一般放送の業務の登録事項の変更登録

##### ① 手続の概要

登録一般放送事業者が(1)総務省令で定める一般放送の種類、(2)一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、(3)業務区域を変更しようとするとき、総務大臣の変更登録を受けるための手続。

##### ② 電子化の状況

オンライン手続件数：0件(※)

(※)平成21年度に実施された総務省事業仕分けの結果を受け、同年度をもって総務省電子申請・届出システムは廃止されている。

#### (2) 登録一般放送事業者の氏名又は名称等の変更の届出

##### ① 手続の概要

登録一般放送事業者が、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名等に変更があったとき、総務大臣に届け出る手続。

##### ② 電子化の状況

オンライン手続件数：0件(※)

(※)平成21年度に実施された総務省事業仕分けの結果を受け、同年度をもって総務省電子申請・届出システムは廃止されている。

#### (3) 一般放送の業務の開始の届出

##### ① 手続の概要

届出一般放送事業者(小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。)になろうとする者が、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名等その他事項を総務大臣に届け出る手続。

##### ② 電子化の状況

オンライン手続件数：0件(※)

(※)平成21年度に実施された総務省事業仕分けの結果を受け、同年度をもって総務省電子申請・届出システムは廃止されている。

#### (4) 一般放送の業務の開始届出書記載事項の変更の届出

##### ① 手続の概要

届出一般放送事業者(有線一般放送にあっては、小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。)が、一般放送(小規模施設特定有線一般放送を除く。)業務開始届出書の記載事項を変更しようとする場合、総務大臣に届け出る手続。

##### ② 電子化の状況

オンライン手続件数：0件(※)

(※)平成21年度に実施された総務省事業仕分けの結果を受け、同年度をもって総務省電子申請・届出システムは廃止されている。

#### (5) 一般放送の業務の廃止の届出

##### ① 手続の概要

一般放送事業者(小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。)が、業務を廃止したとき、遅滞なく総務大臣に届け出る手続。

##### ② 電子化の状況

オンライン手続件数：0件(※)

(※) 平成 21 年度に実施された総務省事業仕分けの結果を受け、同年度をもって総務省電子申請・届出システムは廃止されている。

(6) 一般放送事業者の事業計画書の変更届出

① 手続の概要

登録一般放送事業者が、事業計画に変更があったとき、総務大臣に届け出る手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：0 件 (※)

(※) 平成 21 年度に実施された総務省事業仕分けの結果を受け、同年度をもって総務省電子申請・届出システムは廃止されている。

(7) 基幹放送局に係る事業計画の変更の届出

① 手続の概要

基幹放送局の免許人が、主たる出資者及び議決権の変更等事業計画に変更があったとき、総務大臣に届け出る手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：13 件

(8) 基幹放送局の免許

① 手続の概要

基幹放送局の免許を受けようとする者が、総務大臣に申請する手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：156 件

(9) 基幹放送局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更又は無線設備の変更工事の許可

① 手続の概要

基幹放送局の免許人が、無線設備の変更工事等について総務大臣に申請する手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：49 件

(10) 基幹放送の業務に用いられる無線設備の変更の工事の届出

① 手続の概要

基幹放送局の免許人が、上記(9)の無線設備の変更工事について、変更の内容が軽微である場合等に総務大臣に届け出る手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：81 件

(11) 基幹放送局に係る識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更

① 手続の概要

基幹放送局の免許人が、識別信号等の指定の変更を総務大臣に申請する手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：11 件

(12) 基幹放送局の廃止の届出

① 手続の概要

基幹放送局の免許人が無線局を廃止するときに総務大臣に届け出る手続。

② 電子化の状況

オンライン手続件数：30 件

(13) 無線従事者の養成課程の認定

① 手続の概要

無線従事者の養成課程は、無線従事者免許を取得するための方法の1つであり、所定の授業を受けた上で修了試験に合格することにより無線従事者の資格を取得できる制度である。受講者は無線従事者国家試験合格者と同程度の知識及び技能を養うことができる。

無線従事者の養成課程を実施しようとする者は総務大臣の認定を受ける必要があり、当該認定を受けようとする者は、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）で定める事項を記載した申請書を養成課程の実施場所を管轄する総合通信局等へ提出する必要がある。提出された申請書は、同規則で定める認定の基準への適合性を審査し、当該基準に適合するときはこれを認定し、認定書を交付する。

## ② 電子化の状況

オンライン手続件数：0件（※）

（※）平成21年度に実施された総務省事業仕分けの結果を受け、同年度をもって総務省電子申請・届出システムは廃止されている。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 『登録一般放送の業務の登録事項の変更登録』、『登録一般放送事業者の氏名又は名称等の変更の届出』、『一般放送の業務の開始の届出』、『一般放送の業務の開始届出書記載事項の変更の届出』、『一般放送の業務の廃止の届出』、『一般放送事業者の事業計画書の変更届出』

### ア コスト削減の取組内容

これまで、放送法（昭和25年法律第132号）第133条第1項の規定に基づき行う一般放送の業務の開始の届出手続について、総務省令で定める規模以下の有線電気通信設備を設置して、その設備により届出一般放送の業務を行おうとする場合、従来は有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第1項及び第2項並びに放送法第133条第1項の規定による2つの届出手続が必要であるところ、一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（平成23年総務省令第84号）により、有線電気通信法施行規則（昭和28年郵政省令第36号）第1条及び放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第141条の規定で定める様式（有線電気通信法施行規則第1条及び放送法施行規則第143条に規定する添付書類を含む。）に代えて、1つの様式で届出手続をすることができるよう制度整備を行う等、手続の統一化・簡素化の取組を行っているところ。

今後の取組については、「有線一般放送参入等マニュアル」（平成28年5月改正 総務省情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室）の周知を徹底することにより、事業者の当該手続事務に係る理解を深め、書類作成コストを削減する。また、業界団体に対してヒアリングを実施し、電子申請・届出システムの利用ニーズ等に関する要望の有無等実態調査及び分析を行う。

ヒアリング後は、当該分析の結果を踏まえ、電子申請・届出システムの導入の必要性等を検討し、結論を出す。

当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずるとともに、措置内容についてフォローアップを行う。

### イ コスト削減のスケジュール

平成29年度	「有線一般放送参入等マニュアル」へのアクセシビリティを向上させ、周知徹底を図る。 業界団体に対してヒアリングを実施し、電子申請・届出システムの利用ニーズ等に関する要望の有無等実態調査及び分析を行い、当該分析を踏まえ、電子申請・届出システムの導入の必要性等を検討し、結論を出す。
平成30年度	平成29年度で得た結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。
平成31年度	平成30年度に講じた措置内容のフォローアップを行う。

- (2) 『基幹放送局に係る事業計画の変更の届出』、『基幹放送局の免許』、『基幹放送局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更又は無線設備の変更工事の許可』、『基幹放送の業務に用いられる無線設備の変更の工事の届出』、『基幹放送局に係る識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時

間の指定の変更』、『基幹放送局の廃止の届出』

#### ア コスト削減の取組内容

##### ① オンライン手続（申請・届出）の利用促進

無線局に係る申請・届出については「総務省電波利用電子申請・届出システム」(<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>)が整備されており、オンライン手続が可能となっている。同システムの利用周知等の利用環境整備を行ってきているところ、今後も引き続き、事業者に対し、同システムによる届出手続に係る周知や実務の実態に係るヒアリングを実施することにより、更なる利用促進を図る。

##### ② 無線局免許手続の簡素化に向けた制度整備

現在、総務省では従前の書面による申請・届出と電子申請・届出との親和性を高め、電子申請の推進を図るため、様式の見直し等手続の簡素化に向けた制度改正を行っているところ。

例えば、「事業計画の変更届」については、これまで様式の定めがなかったが今般新たに規定することとしており、改正に当たって、事業者に対し様式等の周知を図り、オンライン手続の更なる利用促進を図る。

#### イ コスト削減のスケジュール

平成 29 年内 免許手続簡素化に係る省令等改正（公布（予定）、一部施行（予定））

「事業計画の変更届」が提出される等の機会を捉え、適宜事業者に対し、オンライン手続に係る周知や要望聴取を実施

平成 30 年 3 月頃 平成 30 年再免許申請（7 月頃）に向けた説明会等の機会を捉え、事業者に対し、「事業計画の変更の届出」等に係るオンライン手続の利用促進に係る周知を実施

平成 31 年 1 月～ 免許手続簡素化に係る制度改正（全面施行（予定））

#### (3) 無線従事者の養成課程の認定

##### ア コスト削減の取組内容

平成 21 年 4 月施行の無線従事者規則等の一部改正において、

①養成課程の認定申請書の記載事項等について、既に申請済みのものと同じの内容により申請する場合は記載等の省略を可能とする（ワンスオンリーの原則）

②同一の者が実施する 2 以上の養成課程の認定申請について、同時に申請する場合は、申請の手続を簡略化できる（行政手続の簡素化）

よう、認定申請の手続の合理化・簡略化を図るための制度整備を行った。

このように既にワンスオンリーの原則等を実施しているが、事業者における更なる行政手続コストの削減のための方策を検討するために、これまでに無線従事者養成課程を実施した事業者のうち、代表的な事業者及び申請書の審査を行う総合通信局等に対してヒアリングを実施し、養成課程の認定の申請に係る実態の調査及び分析を行う。

当該分析の結果を踏まえ、事業者への情報提供の充実に向けた検討のほか、申請書への記載事項の見直し等制度改正も含めた検討を行い、検討内容についての結論を得る。

当該結論を踏まえ、所要の措置を講じるとともに、措置内容についてフォローアップを行う。

## イ コスト削減のスケジュール

- 平成 29 年度 代表的な事業者等へのヒアリングを実施し、養成課程の認定の申請に係る実態の調査・分析を行う。当該分析の結果を踏まえ、情報提供の充実に向けた検討のほか、申請書への記載事項の見直し等制度改正も含めた検討を行い、結論を得る。
- 平成 30 年度 平成 29 年度で得た結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。
- 平成 31 年度 平成 30 年度に講じた措置内容のフォローアップを行う。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

##### (1) 基幹放送局に係る事業計画の変更の届出

年間届出件数が特に多く、ほとんどの基幹放送局の免許人が共通で行っている手続であるため（平成 28 年度の申請件数：1,152 件）。

##### (2) 無線従事者の養成課程の認定

年間申請件数が特に多いため（平成 28 年度の申請件数：1,753 件）。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

##### (1) 基幹放送局に係る事業計画の変更の届出

###### ア コスト計測の方法

届出 1 件当たりの事業者の作業時間×年間件数＝当該手続に関する年間総作業時間

※ 届出書類及び添付書類の作成・収集に要する時間、事前の準備（情報収集、相談）に要する時間、行政機関窓口への書類提出に要する移動・待ち時間等の作業に要する時間については、代表的な事業者を数社選定し、当該事業者へのヒアリングにより把握・計測する。

###### イ コスト計測の時期

平成 29 年 8～10 月頃を予定

（理由）

各社 6 月末頃に開催される株主総会にて役員人事等が確定されるところ、それをうけて各社より基幹放送局に係る事業計画の変更の届出が例年 8～10 月頃に提出されるため。

##### (2) 無線従事者の養成課程の認定

###### ア コスト計測の方法

申請 1 件当たりの事業者の作業時間×年間件数＝当該手続に関する年間総作業時間

※ 申請書類及び添付書類の作成・収集に要する時間、事前の準備（情報収集、相談）に要する時間、行政機関窓口への書類提出に要する移動・待ち時間等の作業に要する時間については、代表的な事業者を数社選定し、当該事業者へのヒアリングにより把握・計測する。

###### イ コスト計測の時期

第 3 四半期（10 月～12 月）

(理由)

平成 29 年度に実施予定の事業者ヒアリング等の結果により、制度改正するとの結論を得た場合、制度改正に係る諸手続（制度改正案の意見募集、審議会への諮問、官報掲載 等）や事業者への周知に要する期間等を考慮し、コスト計測の時期を第 3 四半期（10 月～12 月）とした。

## 基本計画の対象手続一覧表

### 【営業の許可・認可に係る手続】

省庁名	総務省
-----	-----

#### 【記載要領】

- 記載の時点は、平成29年4月1日時点とする。
- 「所管局等名」、「所管部課名」、「事項名」、「根拠法令名等」、「条項」は、総務省「許認可等現況表」を参考にして記載する。同表の該当項目の転記で可とするが、以下の点に留意のこと。
  - ・許認可等現況表は、最新版が平成27年4月1日時点のものとなるため、手続の新設・改正・廃止等があった場合には、その点を反映の上記載のこと。また、許認可等現況表には掲載されていない、法令に基づき地方公共団体が行う手続についても記載すること。
- 手続の件数は、申請等の件数を記載する。なお、記載できない項目がある場合には、その具体的な理由を欄外に記載する。
- 「基本計画」は、基本計画の作成対象に○、対象外に×を記載する。
- 「コスト計測」は、コスト計測の対象に○を記載する。

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンライン 手続件数	手続件数計	基本計画	コスト計測
1	自治行政局	地域政策課	支援事業実施機関の指定	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律	第8条	0	0	0	×	
2	自治行政局	地域政策課	支援事業実施機関の名称等の変更の届出 (1) 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地 (2) 変更の予定日	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令<地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律>	第2条第2項	0	0	0	×	
3	自治行政局	地域政策課	事業計画書等の提出 (1) 支援事業に係る事業計画書及び収支予算書 (2) 支援事業に係る事業報告書及び収支決算書	地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令<地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律>	第3条	0	0	0	×	
4	自治行政局	地域政策課	特定施設の整備計画の認定	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	第4条第1項	0	0	0	×	
5	自治行政局	地域政策課	特定施設の整備計画の変更の認定	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	第8条第1項	0	0	0	×	
6	自治行政局	住民制度課	電子署名及び認証業務に関する法律第2条第3項に規定する特定認証業務を行う者であって政令で定める基準に適合するものであることの認定	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	第17条第1項第5号	0	0	0	×	
7	自治行政局	住民制度課	電子署名又は電子利用者証明の確認を政令で定める基準に適合して行うことができるものであることの認定	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	第17条第1項第6号	0	7	7	×	
8	自治行政局	住民制度課	マイナンバーカードのICチップへのアプリケーションの搭載を総務大臣が定める基準に従って実施することができることの確認	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	第18条第2号	0	1	1	×	
9	情報通信国際戦略局	技術政策課	技術研究組合の設立認可	技術研究組合法	第13条第1項	0	0	0	×	
10	情報通信国際戦略局	技術政策課	定款変更認可	技術研究組合法	第17条第1項	0	0	0	×	
11	情報通信国際戦略局	技術政策課	規約の設定、変更、廃止の届出	技術研究組合法	第18条第2項	0	0	0	×	
12	情報通信国際戦略局	技術政策課	事業計画及び収支予算書の届出	技術研究組合法	第20条第1項	0	0	0	×	
13	情報通信国際戦略局	技術政策課	事業計画及び収支予算書の変更の届出	技術研究組合法	第20条第2項	0	0	0	×	
14	情報通信国際戦略局	技術政策課	役員変更の届出	技術研究組合法	第22条	0	1	1	×	
15	情報通信国際戦略局	技術政策課	役員改選の臨時総会招集の承認	技術研究組合法	第40条第8項（第46条準用）	0	0	0	×	
16	情報通信国際戦略局	技術政策課	臨時総会招集の承認	技術研究組合法	第46条前段	0	0	0	×	

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンライン 手続件数	手続件数計	基本計画	コスト計測
17	情報通信国際戦略局	技術政策課	解散届	技術研究組合法	第58条第2項	0	0	0	×	
18	情報通信国際戦略局	技術政策課	組織変更の認可	技術研究組合法	第77条第1項	0	0	0	×	
19	情報通信国際戦略局	技術政策課	合同会社への組織変更の認可	技術研究組合法	第85条第1項	0	0	0	×	
20	情報通信国際戦略局	技術政策課	吸収合併の認可	技術研究組合法	第96条第1項	0	0	0	×	
21	情報通信国際戦略局	技術政策課	新設合併の認可	技術研究組合法	第104条第1項	0	0	0	×	
22	情報通信国際戦略局	技術政策課	組合を設立する新設分割の認可	技術研究組合法	第113条第1項	0	0	0	×	
23	情報通信国際戦略局	技術政策課	株式会社を設立する新設分割の認可	技術研究組合法	第131条第1項	0	0	0	×	
24	情報通信国際戦略局	技術政策課	合同会社を設立する新設分割の認可	技術研究組合法	第140条第1項	0	0	0	×	
25	情報通信国際戦略局	技術政策課	決算関係書類の提出	技術研究組合法	第175条第1項	0	1	1	×	
26	情報通信国際戦略局	技術政策課	決算関係書類の提出の延期の承認	技術研究組合法施行規則	第93条第2項	0	0	0	×	
27	情報流通行政局	衛星・地域放送課、 地域放送推進室	有料放送管理業務の開始の届出	放送法	第152条第1項	0	0	0	×	
28	情報流通行政局	衛星・地域放送課、 地域放送推進室	有料放送管理業務の変更の届出	放送法	第152条第2項	0	1	1	×	
29	情報流通行政局	衛星・地域放送課、 地域放送推進室	有料放送管理事業者の地位の承継の届出	放送法	第153条第2項	0	0	0	×	
30	情報流通行政局	衛星・地域放送課、 地域放送推進室	有料放送管理業務の廃止の届出	放送法	第154条第1項	0	0	0	×	
31	情報流通行政局	衛星・地域放送課、 地域放送推進室	有料放送管理事業者たる法人の合併以外の事由による解散の届出	放送法	第154条第2項	0	0	0	×	
32	情報流通行政局	地上放送課、衛星・ 地域放送課、地域放 送推進室、国際放送 推進室	基幹放送の業務の認定	放送法	第93条第1項	0	20	20	×	
33	情報流通行政局	地上放送課、衛星・ 地域放送課、地域放 送推進室、国際放送 推進室	基幹放送の業務の認定の更新	放送法	第96条第1項	0	12	12	×	
34	情報流通行政局	地上放送課、衛星・ 地域放送課、地域放 送推進室、国際放送 推進室	認定申請書記載事項の変更の許可 (1) 放送事項 (2) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	放送法	第97条第1項	0	10	10	×	
35	情報流通行政局	地上放送課、衛星・ 地域放送課、国際放 送推進室	認定申請書記載事項の軽微な変更の届出	放送法	第97条第2項	0	1	1	×	
36	情報流通行政局	地上放送課、衛星・ 地域放送課、国際放 送推進室	基幹放送の業務の認定に係る指定事項の変更	放送法	第97条第3項	0	5	5	×	
37	情報流通行政局	地上放送課、衛星・ 地域放送課、地域放 送推進室、国際放送 推進室	相続による認定基幹放送事業者の地位の承継の届出	放送法	第98条第1項	0	0	0	×	
38	情報流通行政局	地上放送課、衛星・ 地域放送課、地域放 送推進室、国際放送 推進室	事業の譲渡又は認定基幹放送事業者たる法人の合併若しくは分割による認 定基幹放送事業者の地位の承継の認可	放送法	第98条第2項	0	0	0	×	
39	情報流通行政局	地上放送課、地域放 送推進室	特定地上基幹放送事業者たる法人の分割による地上基幹放送の業務の承継 の認可	放送法	第98条第3項前段	0	0	0	×	
40	情報流通行政局	地上放送課、地域放 送推進室	譲渡による地上基幹放送の業務の承継の認可	放送法	第98条第3項後段	0	0	0	×	
41	情報流通行政局	地上放送課、衛星・ 地域放送課、国際放 送推進室	基幹放送の業務の廃止の届出	放送法	第100条	0	8	8	×	
42	情報流通行政局	衛星・地域放送課、 地域放送推進室、国 際放送推進室	一般放送の業務の登録	放送法	第126条第1項	0	0	0	×	

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンライン 手続件数	手続件数計	基本計画	コスト計測
43	情報流通行政局	衛星・地域放送課、 地域放送推進室、国 際放送推進室	登録一般放送の業務の登録事項の変更登録	放送法	第130条第1項	0	675	675	○	
44	情報流通行政局	衛星・地域放送課、 地域放送推進室、国 際放送推進室	登録一般放送事業者の氏名又は名称等の変更の届出	放送法	第130条第4項	0	157	157	○	
45	情報流通行政局	衛星・地域放送課、 地域放送推進室、国 際放送推進室	一般放送の業務の開始の届出	放送法	第133条第1項	0	194	194	○	
46	情報流通行政局	衛星・地域放送課、 地域放送推進室、国 際放送推進室	一般放送の業務の開始届出書記載事項の変更の届出	放送法	第133条第2項	0	954	954	○	
47	情報流通行政局	衛星・地域放送課、 地域放送推進室、国 際放送推進室	一般放送事業者の地位の承継の届出	放送法	第134条第2項	0	9	9	×	
48	情報流通行政局	衛星・地域放送課、 地域放送推進室、国 際放送推進室	一般放送の業務の廃止の届出	放送法	第135条第1項	0	516	516	○	
49	情報流通行政局	衛星・地域放送課、 地域放送推進室、国 際放送推進室	一般放送事業者たる法人の合併以外の事由による解散の届出	放送法	第135条第2項	0	0	0	×	
50	情報流通行政局	情報通信作品振興課	放送番組センターの指定	放送法	第167条第1項	0	0	0	×	
51	情報流通行政局	情報通信作品振興課	放送番組センターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	放送法	第167条第4項	0	0	0	×	
52	情報流通行政局	地上放送課、衛星・ 地域放送課、国際放 送推進室、地域放 送推進室	事業計画書の変更の届出	放送法施行規則	第86条第1項	0	99	99	×	
53	情報流通行政局	衛星・地域放送課、 国際放送推進室、地 域放送推進室	一般放送事業者の事業計画書の変更届出	放送法施行規則	第170条第1項	0	499	499	○	
54	情報流通行政局	地上放送課、地域放 送推進室	事業計画書に記載した資本又は出資の額の変更の届出	放送法施行規則	第193条	0	0	0	×	
55	情報流通行政局	地上放送課、衛星・ 地域放送課、地域放 送推進室、国際放 送推進室	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更の届出	電波法	第17条第2項	0	7	7	×	
56	情報流通行政局	地上放送課、衛星・ 地域放送課、地域放 送推進室、国際放 送推進室	事業計画の変更の届出	電波法施行規則	第43条の3第1項	13	1139	1152	○	○
57	情報流通行政局	情報流通振興課情報セ キュリティ対策室	特定認証業務の認定	電子署名及び認証業務に関する法律	第4条第1項	0	1	1	×	
58	情報流通行政局	情報流通振興課情報セ キュリティ対策室	認定認証事業者の特定認証業務の認定の更新	電子署名及び認証業務に関する法律	第7条第1項	0	11	11	×	
59	情報流通行政局	情報流通振興課情報セ キュリティ対策室	認定認証事業者の変更の認定 (1) 申請に係る業務の用に供する設備の概要 (2) 申請に係る業務の実施の方法	電子署名及び認証業務に関する法律	第9条第1項	0	0	0	×	
60	情報流通行政局	情報流通振興課情報セ キュリティ対策室	認定認証事業者の氏名等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律	第9条第4項	0	1	1	×	
61	情報流通行政局	情報流通振興課情報セ キュリティ対策室	認定認証事業者の業務の廃止の届出	電子署名及び認証業務に関する法律	第10条第1項	0	1	1	×	
62	情報流通行政局	情報流通振興課情報セ キュリティ対策室	外国にある事務所により行う特定認証業務の認定	電子署名及び認証業務に関する法律	第15条第1項	0	0	0	×	
63	情報流通行政局	情報流通振興課情報セ キュリティ対策室	認定外国認証事業者の特定認証業務の認定の更新	電子署名及び認証業務に関する法律	第15条第2項（第7条 第1項準用）	0	0	0	×	
64	情報流通行政局	情報流通振興課情報セ キュリティ対策室	認定外国認証事業者の変更の認定 (1) 申請に係る業務の用に供する設備の概要 (2) 申請に係る業務の実施方法	電子署名及び認証業務に関する法律	第15条第2項（第9条 第1項準用）	0	0	0	×	
65	情報流通行政局	情報流通振興課情報セ キュリティ対策室	認定外国認証事業者の氏名等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律	第15条第2項（第9条 第4項準用）	0	0	0	×	
66	情報流通行政局	情報流通振興課情報セ キュリティ対策室	認定外国認証事業者の業務の廃止の届出	電子署名及び認証業務に関する法律	第15条第2項（第10 条第1項準用）	0	0	0	×	
67	情報流通行政局	情報流通振興課情報セ キュリティ対策室	認定外国認証事業者の書類の提出（認定審査の特例）	電子署名及び認証業務に関する法律	第15条第3項	0	0	0	×	
68	情報流通行政局	情報流通振興課情報セ キュリティ対策室	承認調査機関の承認	電子署名及び認証業務に関する法律	第31条第1項	0	0	0	×	

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンライン 手続件数	手続件数計	基本計画	コスト計測
69	情報流通行政局	情報流通振興課情報セキュリティ対策室	承認調査機関の調査業務の休止又は廃止の届出	電子署名及び認証業務に関する法律	第31条第4項	0	0	0	×	
70	情報流通行政局	情報流通振興課情報セキュリティ対策室	承認調査機関の名称等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律	第31条第6項（第21条第2項準用）	0	0	0	×	
71	情報流通行政局	情報流通振興課情報セキュリティ対策室	承認調査機関の承認の更新	電子署名及び認証業務に関する法律	第31条第6項（第22条第1項準用）	0	0	0	×	
72	情報流通行政局	情報流通振興課情報セキュリティ対策室	承認調査機関の調査業務規程の認可	電子署名及び認証業務に関する法律	第31条第6項（第25条第1項前段準用）	0	0	0	×	
73	情報流通行政局	情報流通振興課情報セキュリティ対策室	承認調査機関の調査業務規程の変更の認可	電子署名及び認証業務に関する法律	第31条第6項（第25条第1項後段準用）	0	0	0	×	
74	情報流通行政局	情報流通振興課情報セキュリティ対策室	承認調査機関の役員の氏名等の変更の届出	電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令	第13条（第3条第3項準用）	0	0	0	×	
75	情報流通行政局	地上放送課、衛星・地域放送課、地域放送推進室、国際放送	基幹放送局の免許	電波法	第4条	156	157	313	○	
76	情報流通行政局	地上放送課、衛星・地域放送課、地域放送推進室、国際放送	基幹放送局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更又は無線設備の変更工事の許可	電波法	第17条第1項前段	49	903	952	○	
77	情報流通行政局	地上放送課、衛星・地域放送課、地域放送推進室、国際放送	基幹放送の業務に用いられる無線設備の変更の工事の届出	電波法	第17条第3項（第9条第1項ただし書、第2項、第3項準用）	81	975	1056	○	
78	情報流通行政局	地上放送課、衛星・地域放送課、地域放送推進室、国際放送	基幹放送局に係る識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更	電波法	第19条	11	173	184	○	
79	情報流通行政局	地上放送課、衛星・地域放送課、地域放送推進室、国際放送	基幹放送局の免許人たる法人の合併又は分割による免許人の地位の承継の許可	電波法	第20条第2項	0	2	2	×	
80	情報流通行政局	地上放送課、衛星・地域放送課、地域放送推進室、国際放送	基幹放送に係る事業の全部譲渡による免許人の地位の承継の許可	電波法	第20条第3項	0	0	0	×	
81	情報流通行政局	地上放送課、地域放送推進室、放送技術課	特定地上基幹放送局の免許人たる法人の分割による基幹放送局の免許人の地位の承継の許可	電波法	第20条第4項前段	0	0	0	×	
82	情報流通行政局	地上放送課、地域放送推進室	譲渡による特定地上基幹放送局の免許人の地位の承継の許可	電波法	第20条第4項後段	0	1	1	×	
83	情報流通行政局	地上放送課、地域放送推進室、放送技術課	合併又は譲渡による特定地上基幹放送局の免許人の地位の承継の許可	電波法	第20条第5項前段	0	3	3	×	
84	情報流通行政局	地上放送課、地域放送推進室	譲渡による特定地上基幹放送局の免許人の地位の承継	電波法	第20条第5項後段	0	0	0	×	
85	情報流通行政局	地上放送課、衛星・地域放送課、地域放送推進室、国際放送	基幹放送局の免許人の地位の承継の届出	電波法	第20条第9項	0	0	0	×	
86	情報流通行政局	地上放送課、衛星・地域放送課、地域放送推進室、国際放送	基幹放送局の廃止の届出	電波法	第22条	30	87	117	○	
87	情報流通行政局	地上放送課、放送技術課、衛星・地域放送課、国際放送推進	基幹放送局に係る周波数又は空中線電力の指定の変更	電波法	第71条の4第1項	0	0	0	×	
88	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業の許可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第6条	0	0	0	×	
89	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業者の氏名等の変更の届出	民間事業者による信書の送達に関する法律	第10条	0	0	0	×	
90	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業の事業計画の変更の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第12条第1項	0	0	0	×	
91	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業の事業計画の変更の届出	民間事業者による信書の送達に関する法律	第12条第3項	0	0	0	×	
92	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業の譲渡し及び譲受けの認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第13条第1項	0	0	0	×	
93	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業者たる法人の合併及び分割の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第13条第2項	0	0	0	×	
94	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業の相続の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第14条第1項	0	0	0	×	

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンライン 手続件数	手続件数計	基本計画	コスト計測
95	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業の休廃止の許可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第15条第1項	0	0	0	×	
96	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第15条第2項	0	0	0	×	
97	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便役務に関する料金の届出	民間事業者による信書の送達に関する法律	第16条第1項前段	0	0	0	×	
98	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便役務に関する料金の変更の届出	民間事業者による信書の送達に関する法律	第16条第1項後段	0	0	0	×	
99	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業の信書便約款の設定の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第17条第1項前段	0	0	0	×	
100	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業の信書便約款の変更の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第17条第1項後段	0	0	0	×	
101	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業の信書便管理規程の設定の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第22条第1項前段	0	0	0	×	
102	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業の信書便管理規程の変更の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第22条第1項後段	0	0	0	×	
103	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業の業務の一部の委託の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第23条第1項	0	0	0	×	
104	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業者と他の信書便事業者との協定等の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第24条第1項	0	0	0	×	
105	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	一般信書便事業者と外国信書便事業者との協定等の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第25条	0	0	0	×	
106	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業の許可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第29条	0	30	30	×	
107	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業の休廃止の届出	民間事業者による信書の送達に関する法律	第32条	0	11	11	×	
108	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業者の氏名等の変更の届出	民間事業者による信書の送達に関する法律	第34条（第10条準用）	0	52	52	×	
109	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業の事業計画の変更の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第34条（第12条第1項準用）	0	3	3	×	
110	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業の事業計画の変更の届出	民間事業者による信書の送達に関する法律	第34条（第12条第3項準用）	0	1	1	×	
111	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業の譲渡し及び譲受けの認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第34条（第13条第1項準用）	0	0	0	×	
112	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業者たる法人の合併及び分割の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第34条（第13条第2項準用）	0	3	3	×	
113	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業の相続の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第34条（第14条第1項準用）	0	1	1	×	
114	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業の信書便約款の設定の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第33条	0	14	14	×	
115	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業の信書便約款の変更の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第33条	0	7	7	×	
116	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業の信書便管理規程の設定の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第34条（第22条第1項前段準用）	0	30	30	×	
117	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業の信書便管理規程の変更の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第34条（第22条第1項後段準用）	0	3	3	×	
118	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業の業務の一部の委託の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第34条（第23条第1項準用）	0	45	45	×	
119	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業者と他の信書便事業者との協定等の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第34条（第24条第1項準用）	0	2	2	×	
120	情報流通行政局	郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業者と外国信書便事業者との協定等の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律	第34条（第25条準用）	0	0	0	×	

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンライン 手続件数	手続件数計	基本計画	コスト計測
121	総合通信基盤局	事業政策課	電気通信事業の登録	電気通信事業法	第9条	0	12	12	×	
122	総合通信基盤局	事業政策課	電気通信事業の登録の更新	電気通信事業法	第12条の2第1項	0	0	0	×	
123	総合通信基盤局	事業政策課	電気通信事業の変更の登録	電気通信事業法	第13条第1項	0	31	31	×	
124	総合通信基盤局	電気通信技術システム課	登録講習機関の登録	電気通信事業法	第85条の2第1項	0	0	0	×	
125	総合通信基盤局	電気通信技術システム課	登録講習機関の登録の更新	電気通信事業法	第85条の4第1項	0	0	0	×	
126	総合通信基盤局	電気通信技術システム課	登録認定機関の登録	電気通信事業法	第86条第1項	0	1	1	×	
127	総合通信基盤局	電気通信技術システム課	登録認定機関の登録の更新	電気通信事業法	第88条第1項	0	1	1	×	
128	総合通信基盤局	電気通信技術システム課	承認認定機関の承認	電気通信事業法	第104条第1項	0	0	0	×	
129	総合通信基盤局	電気通信技術システム課	電気通信主任技術者の養成課程の認定	電気通信主任技術者規則	第29条第1項	0	0	0	×	
130	総合通信基盤局	電気通信技術システム課	電気通信主任技術者の養成課程の変更の承認	電気通信主任技術者規則	第31条第1項	0	0	0	×	
131	総合通信基盤局	電気通信技術システム課	工事担任者の養成課程の認定	工事担任者規則	第27条第1項	0	12	12	×	
132	総合通信基盤局	電気通信技術システム課	工事担任者の養成課程の変更の承認	工事担任者規則	第29条第1項	0	0	0	×	
133	総合通信基盤局	料金サービス課	有線放送電話業務区域外役務提供の許可	放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお	第5条第1項ただし書	0	0	0	×	
134	総合通信基盤局	料金サービス課	業務区域の拡張の許可	放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお	第5条第2項	0	0	0	×	
135	総合通信基盤局	電波環境課 認証推進室	登録検査等事業者の登録	電波法	第24条の2第1項	0	28	28	×	
136	総合通信基盤局	電波環境課 認証推進室	登録検査等事業者の登録の更新	電波法	第24条の2の2第1項	0	43	43	×	
137	総合通信基盤局	電波環境課 認証推進室	登録外国点検事業者の登録	電波法	第24条の13第1項	0	0	0	×	
138	総合通信基盤局	電波環境課 認証推進室	登録証明機関の登録	電波法	第38条の2の2第1項	0	4	4	×	
139	総合通信基盤局	電波環境課 認証推進室	登録証明機関の登録の更新	電波法	第38条の4第1項	0	3	3	×	
140	総合通信基盤局	電波環境課 認証推進室	承認証明機関の承認	電波法	第38条の31第1項	0	0	0	×	
141	総合通信基盤局	電波環境課 認証推進室	登録修理業者の登録	電波法	第38条の39第1項	0	15	15	×	
142	総合通信基盤局	電波環境課 認証推進室	登録修理業者の変更登録	電波法	第38条の42第1項	0	8	8	×	
143	総合通信基盤局	電波環境課	指定較正機関の指定	電波法	第102条の18第1項	0	0	0	×	
144	総合通信基盤局	電波環境課	指定較正機関の指定の更新	電波法	第102条の18第7項	0	1	1	×	
145	総合通信基盤局	電波環境課	指定較正機関の業務規程の認可	電波法	第102条の18第13項	0	0	0	×	
146	総合通信基盤局	電波環境課	指定較正機関の業務規程の変更の認可	電波法	第102条の18第13項	0	2	2	×	

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンライン 手続件数	手続件数計	基本計画	コスト計測
147	総合通信基盤局	電波部電波政策課	無線従事者の養成課程の認定	無線従事者規則	第23条第1項	0	1753	1753	○	○
148	総合通信基盤局	電波部電波政策課	無線従事者の養成課程の変更の承認	無線従事者規則	第25条第1項	0	74	74	×	
149	総合通信基盤局	電波部電波政策課	認定講習課程の認定	無線従事者規則	第36条第1項	0	2	2	×	
150	総合通信基盤局	電波部電波政策課	認定講習課程の変更の承認	無線従事者規則	第38条第1項	0	0	0	×	
151	総合通信基盤局	認証推進室・電気通信 技術システム課	国外適合性評価事業の認定	特定機器に係る適合性評価手続の結果の 外国との相互承認の実施に関する法律	第3条第1項	0	0	0	×	
152	総合通信基盤局	認証推進室・電気通信 技術システム課	国外適合性評価事業の認定の更新	特定機器に係る適合性評価手続の結果の 外国との相互承認の実施に関する法律	第6条第1項	0	1	1	×	
153	総合通信基盤局	認証推進室・電気通信 技術システム課	国外適合性評価事業の変更の認定	特定機器に係る適合性評価手続の結果の 外国との相互承認の実施に関する法律	第7条第1項	0	2	2	×	
154	総合通信基盤局	認証推進室・電気通信 技術システム課	指定調査機関の指定	特定機器に係る適合性評価手続の結果の 外国との相互承認の実施に関する法律	第14条第1項	0	0	0	×	
155	総合通信基盤局	認証推進室・電気通信 技術システム課	指定調査機関の業務の更新	特定機器に係る適合性評価手続の結果の 外国との相互承認の実施に関する法律	第19条第1項	0	1	1	×	
156	総合通信基盤局	認証推進室・電気通信 技術システム課	調査業務規程の認可・変更	特定機器に係る適合性評価手続の結果の 外国との相互承認の実施に関する法律	第23条第1項	0	1	1	×	
157	総合通信基盤局	認証推進室・電気通信 技術システム課	指定調査機関の業務の休廃止の許可	特定機器に係る適合性評価手続の結果の 外国との相互承認の実施に関する法律	第26条第1項	0	0	0	×	
158	消防庁	予防課特殊災害室	第一種事業所の新設に関する計画等の届出	石油コンビナート等災害防止法	第5条第1項	0	0	0	×	
159	消防庁	予防課特殊災害室	特別防災区域の指定に伴う第一種事業所に係る氏名等の届出	石油コンビナート等災害防止法	第6条第1項	0	0	0	×	
160	消防庁	予防課特殊災害室	第一種事業所の変更に関する計画等の届出	石油コンビナート等災害防止法	第7条第1項	0	8	8	×	
161	消防庁	予防課特殊災害室	第一種事業所の新設又は変更の確認	石油コンビナート等災害防止法	第11条第1項	0	9	9	×	
162	消防庁	予防課特殊災害室	第一種事業者の氏名等の変更の届出	石油コンビナート等災害防止法	第13条第1項	0	24	24	×	
163	消防庁	予防課特殊災害室	第一種事業者の地位の承継の届出	石油コンビナート等災害防止法	第14条第3項	0	1	1	×	
164	消防庁	予防課特殊災害室	広域共同防災組織を設置した際の広域共同防災組織に関する事項の届出	石油コンビナート等災害防止法	第19条の2第4項前段	0	0	0	×	
165	消防庁	予防課特殊災害室	広域共同防災組織に関する事項の変更の届出	石油コンビナート等災害防止法	第19条の2第4項後段	0	12	12	×	

○放送法（昭和二十五年五月二日法律第百三十二号）

（一般放送の業務の登録）

第二百二十六条 一般放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送その他の一般放送の種類、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の規模等からみて受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める一般放送については、この限りでない。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 総務省令で定める一般放送の種類
- 三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 四 業務区域

3 （略）

（変更登録）

第三十条 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2・3 （略）

4 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

（一般放送の業務の届出）

第三十三条 一般放送の業務を行おうとする者（第二百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣（基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時に当該基幹放送に係る放送対象地域においてそれらの再放送のみをする一般放送（第四百七条第一項に規定する有料放送を含まないものに限る。）であつて、総務省令で定める規模以下の有線電気通信設備を用いて行われるもの（当該一般放送の業務に用いられる電気通信設備を設置しようとする場所及び当該一般放送の業務を行おうとする区域が一の都道府県の区域に限られるものに限る。次条第二項において「小規模施設特定有線一般放送」という。）の業務にあつては、当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 総務省令で定める一般放送の種類
- 三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 四 業務区域
- 五 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を当該届出をした総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

(業務の廃止等の届出)

第三百三十五条 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣(小規模施設特定有線一般放送事業者にあつては、第三百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事)に届け出なければならない。

2 (略)

## ○放送法施行規則(昭和二十五年六月三十日電波監理委員会規則第十号)

(事業計画書の変更等)

第七十条 登録一般放送事業者は、第三百三十六条第二項第一号に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2 (略)

## ○電波法(昭和二十五年五月二日法律第三百一十一号)

(無線局の開設)

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの

二 二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第三十八条の七第一項(第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)、第三十八条の二十六(第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示が付されている無線設備(第三十八条の二十三第一項(第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。)のみを使用するもの

三 空中線電力が一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

四 第二十七条の十八第一項の登録を受けて開設する無線局(以下「登録局」という。)

2・3 (略)

(変更等の許可)

第十七条 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容と

する無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

- 一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする。
- 二 基幹放送局が基幹放送をしないこととする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更該当するときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。
- 3 第五条第一項から第三項までの規定は無線局の目的の変更に係る第一項の許可について、第九条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は第一項の規定により無線設備の変更の工事をする場合について、それぞれ準用する。

(申請による周波数等の変更)

第十九条 総務大臣は、免許人又は第八条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

(無線局の廃止)

第二十二条 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

## ○電波法施行規則（昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十四号）

第四十三条の三 基幹放送局の免許人は、法第六条第二項第四号に規定する事業計画に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2・3 (略)

## ○無線従事者規則（平成二年三月三十一日郵政省令第十八号）

(認定の基準)

第二十一条 法第四十一条第二項第二号の総務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。

- 一 次のいずれかに該当する者で、総合通信局長がその養成課程を確実に実施することのできるものと認めるものが実施するものであること。
  - イ 当該養成課程に係る資格の無線従事者の養成を業務とする者
  - ロ その業務のために当該養成課程に係る資格の無線従事者の養成を必要とする者
- 二 養成課程を実施しようとする者が養成課程の実施に係る業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって養成課程の実施に係る業務が不公正になるおそれがないものであること。
- 三 総合通信局長がその養成課程の運営を厳正に管理することのできる者と認める管理責任者（養成課程の運営を直接管理する責任者をいう。以下この章において同じ。）を置くものであること。
- 四 申請者、代表者、管理責任者又は講師等（設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみに従事する者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

ハ 第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつて、その処分の日から二年を経過しない者

五 その養成課程の実施に必要な設備を備えるものであること。

六 養成課程の種別（その養成課程において養成しようとする無線従事者の資格の別をいう。以下同じ。）に応じ、別表第六号に掲げる授業科目及び授業時間（養成を受ける者の能力に鑑み、総合通信局長が特に他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間）を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要領に準拠するものであること。

七 授業形態は、授業科目別に同時受講型授業（イからハまでに掲げるものをいう。以下同じ。）又は随時受講型授業（ニ及びホに掲げるものをいう。以下同じ。）に該当するものであること。

イ 集合形式で講師が対面により行う授業

ロ 電気通信回線を使用して、複数の教室等に対して同時に行う授業

ハ 授業の内容を電気通信回線を通じて送信することにより、当該授業を行う教室等以外の場所に対して同時に行う授業

ニ 電気通信回線を使用して行う授業（ロ及びハに掲げるものを除く。）であつて、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの

ホ 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体を使用して行う授業であつて、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの

八 養成課程の種別及び担当する授業科目に応じ、別表第七号に掲げる無線従事者の資格を有する者（総合通信局長がこれと同等以上の知識及び技能を有するものと認めるものを含む。）で、その経歴等からみて総合通信局長が適当と認めるものが講師等として授業に従事するものであること。

九 同時受講型授業の講師は、一の会場当たりの養成人員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総合通信局長が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

十 電気通信術以外の授業科目の授業においては、標準教科書（当該科目の授業に適するものとして総務大臣が別に告示した教科書。以下同じ。）又はこれと同等以上の内容を有する教科書（電磁的方法により作成されたものにあつては、授業内容の進捗状況を管理する機能を有しているものに限る。以下同じ。）を使用するものであること（総合通信局長が特にその必要がないと認めた場合を除く。）。

十一 その養成課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより、試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該養成課程の修了証明書を発行するものであること。

十二 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、委託して行わせる業務の範囲及び責任が明確であること。

十三 第七号から前号までに掲げるもののほか、実施の期間、講師等の担当する授業科目別授業時間（随時受講型授業の場合にあつては、講師等の担当する授業科目）、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

2・3 （略）

（認定の申請）

第二十二條 法第四十一條第二項第二号に規定する認定を受けようとする者は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した申請書に、標準教科書以外の教科書を使用する場合はその使用する教科書を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。ただし、申請書に記載する事項又は提出する教科書が既に提出した申請書に記載したもの又は提出した教科書と同一である場合は、申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載又は教科書の提出を省略することができる。

一 名称及び住所

二 養成課程の種別

三 実施しようとする理由及び運営方針

四 管理責任者の氏名、生年月日及び職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第六号において同じ。）

五 設備の状況

六 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 実施の期間及び場所（随時受講型授業の場合にあつては、受講形態の概要）

ロ 授業科目及び授業科目別授業時間（同時受講型授業の場合にあつては、時間割を含む。）並びに実施要領（前条第一項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師等の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する授業科目別授業時間（随時受講型授業の場合にあつては、担当する授業科目）

ニ 養成を受ける者の資格条件及び養成人員

ホ 使用する教科書の名称及びその発行者の氏名又は名称

ヘ 試験問題の作成方針及び管理方法

ト 修了証明書の発行の条件

チ 修了試験の方法

リ 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲

ヌ 施設費及び運営費並びにその支弁方法

ル 受講料の額

七 実施する者が行う業務

八 実施する者、その代表者、管理責任者又は講師等が次のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと。

ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受けたこと。

ハ 第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であったこと。

九 その他参考となる事項

2 （略）

（申請の手続の簡略）

第二十二條の二 同一の者が実施する二以上の養成課程（申請の日から三年以内に養成課程の実施の期間が満了するものに限る。）であつて、その養成課程の主たる実施の場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内であるものに関する前条第一項の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、申請を行

う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書に、各養成課程に係る同項各号に掲げる事項を記載した書類及び標準教科書以外の教科書を使用するときはその使用する教科書を添えて提出することにより行うことができる。

(認定)

第二十三条 総合通信局長は、第二十二条の申請があった場合において、当該申請に係る養成課程が第二十一条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。ただし、同条第一項第四号又は第二項第三号の基準に適合しない場合に、情状を酌量することが適当と認められるときは、総合通信局長は、これらの規定にかかわらず、認定することができる。

2 総合通信局長は、前項の規定により認定したときは、認定書を交付する。

3 前項の認定書には、その認定が第二十一条第一項第六号に規定する他の授業時間によるものであるときは、その旨及び当該授業時間を記載するものとする。